

2021年6月15日

株主各位

名古屋市中区栄三丁目8番20号

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 竹田 正 樹

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当取引所第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月30日（水曜日）午前11時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目8番20号
名古屋証券取引所ビル 5階 名証ホール
（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（22頁から25頁）に記載のとおりであります。

以 上

-
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願いいたします。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当取引所ウェブサイト（<http://www.nse.or.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い4月に政府より緊急事態宣言が発出され、経済活動は急速に停滞しました。その後は、世界主要国による経済活動再開の取組みや、政府による経済支援策の効果などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、1月に緊急事態宣言が再発出され、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなど、先行き不透明な状況となっております。

こうした経済環境の中、わが国の株式市場においては、米国をはじめ各国の積極的な金融・財政政策が発動されたことがけん引役となっており、4月以降、上昇基調で推移し、特に10月末以降、米国大統領選挙においてバイデン氏の勝利が強まり米国株式市場が好調に推移したこと、また、ワクチン接種の進展による景気回復の期待感などから大きく上昇いたしました。その後2月には、製造業を中心に業績の上方修正が相次いだことも追い風となり、日経平均株価は30年ぶりに30,000円台を回復し、当期末の日経平均株価の終値は、前期末から54.2%上昇の29,178円80銭となりました。

名証株価指数については、一部総合が前期末比39.3%上昇の1,424.78ポイント、二部総合が同33.4%上昇の3,608.26ポイント、一部地元株が同37.8%上昇の4,104.70ポイント、二部地元株が同22.0%上昇の4,871.76ポイントとなりました。

このような状況において、当取引所では、新規上場の促進に引き続き注力し、未上場企業はもとより既上場企業に対しても名証市場への上場を働きかけてきた結果、当期は2社が新規上場いたしました。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、従来の方式による上場企業や取引参加者に対するサポート・サービスを実施できない中、オンラインを活用した方式を取り入れるなど、サポート・サービスの維持、向上に取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

① 取引参加料金

取引参加者数の減少に伴う定額参加料金の減少等により、4億62百万円（前期比2.1%減）となりました。

② 上場関係収入

上場企業の第三者割当増資等の減少に伴う上場手数料の減少等により、1億34百万円（前期比13.2%減）となりました。

③ 情報関係収入

前期とほぼ同額の5億6百万円（前期比0.2%増）となりました。

④ その他の営業収益

新型コロナウイルス感染拡大に伴い名証IRエキスポの開催を取り止めたこと等により、3百万円（前期比93.7%減）となりました。

以上の結果、営業収益は、11億6百万円（同6.5%減）となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：千円)

区 分	第92期 (2019年度)		第93期(当期) (2020年度)		前 期 比 増 減 率
	営業収益	構 成 比	営業収益	構 成 比	
取 引 参 加 料 金	472,536	39.9%	462,558	41.8%	△2.1%
定 額 参 加 料 金	469,970	39.7%	460,560	41.6%	△2.0%
定 率 参 加 料 金	2,566	0.2%	1,998	0.2%	△22.1%
上 場 関 係 収 入	154,446	13.1%	134,007	12.1%	△13.2%
上 場 手 数 料	31,873	2.7%	14,211	1.3%	△55.4%
年 間 上 場 料	122,573	10.4%	119,795	10.8%	△2.3%
情 報 関 係 収 入	505,537	42.7%	506,650	45.8%	0.2%
そ の 他 の 営 業 収 益	50,562	4.3%	3,172	0.3%	△93.7%
合 計	1,183,082	100.0%	1,106,388	100.0%	△6.5%

一方、当期の営業費用は、名証 I R エキスポの開催を取り止めたこと等に伴う運営費の減少等により、9億2百万円（前期比5.0%減）となりました。

その結果、営業利益は、2億3百万円（同12.4%減）となりました。

営業外収益は、38百万円（同15.3%増）となり、経常利益は、2億42百万円（同8.9%減）となりました。

株式の売却益3億36百万円を特別利益に計上した結果、税引前当期純利益は、5億79百万円（同117.5%増）となり、当期純利益は、3億91百万円（同100.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額18百万円であり、その主な内容は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関する備品の購入および社内ネットワークシステムの改修に係るものとなっております。

(3) 資金調達状況

資金調達については、すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、わが国の経済および社会生活は、甚大な影響を受けており、証券市場は先行きが見通せない状況が続いております。

このような状況のもと、当取引所は、中部経済圏に所在する証券取引所として中部地域の一層の経済発展に寄与するとともに、全国の企業・投資家等に対し独自性のある市場サービスを提供することを使命としており、上場企業、取引参加者、投資家等に対して、地域経済圏に証券取引所が存在することによるメリットの提供、また、全国に複数の証券取引所が存在することによる選択肢の提供という2つの役割を果たしてまいりたいと考えております。

また、「新規上場の誘致・市場規模の拡大」、「信頼性・公正性の確保、安定した市場運営」、「ブランドの確立・プレゼンスの向上」および「顧客満足度の向上」を基本目標とし、Face to Faceのコミュニケーションを大切にしながら、きめ細やかで丁寧な対応と進取の気質とコンパクトさを活かした機動力により、以下の取り組みを実施することとしております。

- ① 名証への新規上場促進
 - ・未上場企業等への積極的な個別アプローチとフォローアップの継続
 - ・IPOセミナーの開催や、地域金融機関等との連携によるIPOサポートの実施
 - ・外部団体等が実施するスタートアップ支援への必要な協力
- ② 名証上場企業への取り組み
 - ・IRイベントの開催など企業ニーズに応じた各種サポートの実施
 - ・適時開示やコンプライアンスなど上場企業に必要とされる様々な業務へのサポートの実施
 - ・名証上場企業とのコミュニケーションの促進
- ③ 名証取引参加者への取り組み
 - ・証券業務に役立つ各種情報の提供
 - ・個人投資家を対象としたイベントへの参加機会の提供
 - ・名証取引参加者とのコミュニケーションの促進
- ④ 個人投資家・一般への取り組み
 - ・IRイベント、セミナー等による情報提供
 - ・金融リテラシー向上のためのイベントの開催や、大学等の授業への講師派遣
 - ・業界団体と共同した証券知識普及活動の実施
- ⑤ 安定的・持続的な市場運営
 - ・市場構造のあり方等の検討
 - ・適切な自主規制機能の発揮
 - ・自社システム等の適切なリスク管理
 - ・収益基盤の安定、必要な人材の確保および育成

これらにより、地域経済圏に所在する独立した経済インフラとしての役割を果たすよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第90期 (2017年度)	第91期 (2018年度)	第92期 (2019年度)	第93期(当期) (2020年度)
営業収益	1,245,333	1,193,616	1,183,082	1,106,388
営業利益	285,751	254,905	232,672	203,796
経常利益	312,966	287,093	266,355	242,644
当期純利益	227,696	188,070	195,890	391,798
1株当たり当期純利益	2,217円31銭	1,831円44銭	1,907円60銭	3,815円35銭
総資産	6,849,931	7,008,066	7,015,142	7,490,730
純資産	5,893,922	5,969,034	6,051,966	6,349,720

(第90期) 営業収益は、上場関係収入の増加等を受け前期比6.0%増加、営業費用は、システム関係設備に係る減価償却費の増加等により前期比2.6%増加し、営業利益は、前期比19.1%増の2億85百万円となりました。当期純利益は、前期比26.2%増の2億27百万円となりました。

(第91期) 営業収益は、上場関係収入の減少等を受け前期比4.2%減少、営業費用は、新業務システム稼働に伴う旧システム保守修繕費の減少等により前期比2.2%減少し、営業利益は、前期比10.8%減の2億54百万円となりました。当期純利益は、前期比17.4%減の1億88百万円となりました。

(第92期) 営業収益は、取引参加料金の減少等を受け前期比0.9%減少、営業費用は、システム関係設備の増加等により前期比1.2%増加し、営業利益は、前期比8.7%減の2億32百万円となりました。当期純利益は、前期比4.2%増の1億95百万円となりました。

(第93期) 当期の状況については、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当取引所は、取引所金融商品市場を開設し、有価証券の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表および有価証券の売買の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務を主な事業とし、併せてこれに附帯する事業を営んでおります。

なお、当取引所の開設する取引所金融商品市場における売買の対象および取引参加者数は、次のとおりであります。

① 売買の対象

有 価 証 券 区 分		上場銘柄数	発行者数
内 国 株 券	市場第一部	193	193
	市場第二部	81	81
	セントレックス	13	13
	計	287	287
外 国 株 券	市場第一部	—	—
	市場第二部	—	—
	セントレックス	—	—
	計	—	—
優 先 株 券		—	—
E T F		2	2
新株予約権証券		—	—
債 券		296	1
新株予約権付社債券		—	—

② 取引参加者数

取 引 参 加 者 区 分	取 引 参 加 者 数
総 合 取 引 参 加 者	35
I P O 取 引 参 加 者	—
計	35

(7) 主要な営業所

本 店 名古屋市中区栄三丁目8番20号

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
43名	1名増

(注) 上記従業員数には、嘱託社員（2名）およびパートタイマー（1名）が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 410,760株
- (2) 発行済株式の総数 102,690株
- (3) 株主数 36名
- (4) 株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S M B C日興証券株式会社	10,750 ^株	10.47%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	8,300	8.08
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	6,400	6.23
岡地証券株式会社	6,325	6.16
みずほ証券株式会社	5,134	5.00
大和証券株式会社	5,100	4.97
アーク証券株式会社	3,200	3.12
安藤証券株式会社	3,200	3.12
いちよし証券株式会社	3,200	3.12
岩井コスモホールディングス株式会社	3,200	3.12
株式会社S B I証券	3,200	3.12
株式会社岡三証券グループ	3,200	3.12
木村証券株式会社	3,200	3.12
極東証券株式会社	3,200	3.12
寿証券株式会社	3,200	3.12
立花証券株式会社	3,200	3.12
大万証券株式会社	3,200	3.12
東洋証券株式会社	3,200	3.12
野村ホールディングス株式会社	3,200	3.12
丸三証券株式会社	3,200	3.12
丸八証券株式会社	3,200	3.12
豊証券株式会社	3,200	3.12
松井証券株式会社	2,890	2.81
シティグループ証券株式会社	2,550	2.48
平和不動産株式会社	2,366	2.30
中部電力株式会社	1,300	1.27
大同特殊鋼株式会社	300	0.29

(注) 持株比率が0.10%以上の株主を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 田 正 樹	
取 締 役	鈴 木 武 久	
取 締 役	山 岸 晃	
取 締 役	石 田 建 昭	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)代表取締役社長最高経営責任者（CEO）、東海東京証券(株)取締役
取 締 役	奥 野 信 宏	(公財)名古屋まちづくり公社上席顧問・名古屋都市センター長
取 締 役	尾 山 英 樹	野村証券(株)常務名古屋駐在兼名古屋支店長
取 締 役	久 米 雄 二	(株)トーエネック特別顧問、(株)十六銀行取締役
取 締 役	辻 岡 功	大和証券(株)執行役員（名古屋法人担当）
取 締 役	新 美 篤 志	(株)ジェイテクト シニアアドバイザー、日本車輛製造(株)取締役
取 締 役	山 本 亜 土	名古屋商工会議所会頭、名古屋鉄道(株)代表取締役会長
常 勤 監 査 役	森 一 幸	
監 査 役	安 藤 敏 行	安藤証券(株)代表取締役社長
監 査 役	九 鬼 史 英	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)常務執行役員名古屋駐在

- (注) 1. 取締役の石田 建昭氏、奥野 信宏氏、尾山 英樹氏、久米 雄二氏、辻岡 功氏、新美 篤志氏および山本 亜土氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役の安藤 敏行氏および九鬼 史英氏は、社外監査役であります。

(2) 執行役員の状況

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	竹 田 正 樹	
取 締 役	鈴 木 武 久	総務グループ統括、営業推進グループ統括
取 締 役	山 岸 晃	自主規制グループ統括、業務グループ統括

4. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理意識の向上および法令遵守のため、経営理念および行動指針を定め、業務運営の指針とする。
- ② 企業倫理意識等の浸透を図るため、取締役会の下に設置するコンプライアンス・リスク管理委員会がこれを推進する。
- ③ 法令に違反する行為等を未然に防止または早期に発見し是正するため、法令遵守上疑義のある行為等を発見した使用人が、相談・通報することができる制度を整備し、社内規則に従って運用する。
- ④ 暴力団排除条例を遵守し、反社会的勢力に対しては、警察等機関等とも連携して断固とした姿勢で臨み、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力の金融商品市場への介入防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令および社内規則に従って、適切に保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会は、社内規則およびマニュアルに従って、当取引所に存在するリスクを網羅的かつ総括的に管理する。
- ② 有事においては、各種マニュアルに従って対策本部を設置し、危機の管理にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役は、定款および社内規則を遵守し、職務の執行にあたる。

(5) 当取引所における業務の適正を確保するための体制

ガバナンス体制および内部監査体制の確保を図り、監査役による業務監査に加え、コンプライアンス・リスク管理委員会による内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を総務グループに置く。

- ② 当該使用人の人事評価については、取締役からの独立性を確保するため、常勤監査役と人事担当執行役員が意見交換を行う。
- ③ 監査役は、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、必要に応じてコンプライアンス・リスク管理委員会の開催を求めることができる。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会に出席する。
- ② 決裁済みのりん議書は、すべて常勤監査役に回付し、報告する。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会は、内部監査の実施結果、(1)③の通報が行われた事実その他重要な事項について、常勤監査役に報告する。
- ④ 監査役または監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役または使用人は、当該事項について、速やかに監査役または監査役会に報告する。監査役または監査役会は、当該報告者に対して不利な取扱いが行われたと認められる場合、必要に応じてコンプライアンス・リスク管理委員会の開催を求めることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役が行う監査に協力し、監査に必要な情報について、速やかに監査役に提供する。
- ② 監査役は、当取引所の会計監査人との連携を可能な限り図る。
- ③ 当取引所は、監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

違法行為情報提供規程により相談・通報体制を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めている。

(2) リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、市場における売買の継続に甚大な影響を及ぼし得るリスクが顕在化した際に、投資者、上場会社、取引参加者等への影響を最小化することを目的とする事業継続計画の策定や、当取引所が所有するシステムのリスク分析結果等への対応を図るなど、同委員会を中心とするリスク管理体制を確立している。なお、緊急時の連絡体制を整備するために安否確認システムを導入している。

(3) 監査役の監査体制

常勤監査役は、原則として月1回監査役会を開催し情報交換を行うとともに、取締役会のほか執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、また、すべてのりん議書の回付を受け閲覧することにより、監査の実効性の向上に努めている。

(4) 内部監査

コンプライアンス・リスク管理委員会が決定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施している。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当取引所は、株主への利益還元を重要な経営課題であると認識しており、相当の利益を確保することができた事業年度においては、取引所金融商品市場の安定的な運営を行っていくうえで必要な内部留保資金を確保しつつ、剰余金の配当等を実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当期につきましては、2021年5月26日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当取引所普通株式1株につき 金 1,900円
配当総額 195,111,000円
- ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日
2021年6月16日

◎ 以上のご報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、1株当たり数値を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 比率(%)は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,216,539	流動負債	301,222
現金及び預金	2,340,674	リース債務	4,987
営業未収入金	51,512	未払金	1,067
有価証券	800,112	未払費用	57,249
貯蔵品	3,343	未払法人税等	163,309
前払費用	15,251	未払消費税等	17,197
その他の流動資産	5,645	前受金	1,100
固定資産	4,274,191	預り金	3,871
有形固定資産	78,197	賞与引当金	46,911
建物	40,957	役員賞与引当金	5,530
備品	22,407	固定負債	839,788
リース資産	14,833	リース債務	11,429
無形固定資産	89,569	預り信託金	52,500
電話加入権	1,722	退職給付引当金	673,300
ソフトウェア	87,846	役員退職慰労引当金	102,558
投資その他の資産	4,106,424	負債合計	1,141,010
投資有価証券	3,605,364	(純資産の部)	
長期貸付金	5,263	株主資本	6,346,208
繰延税金資産	52,136	資本金	1,000,000
差入保証金	70,581	資本剰余金	450,000
信託金特定資産	52,500	資本準備金	450,000
違約損失積立金特定預金	303,178	利益剰余金	4,896,208
その他の投資その他の資産	46,800	その他利益剰余金	4,896,208
貸倒引当金	△ 29,400	違約損失積立金	303,178
資産合計	7,490,730	建物・機械積立金	854,064
		別途積立金	449,373
		繰越利益剰余金	3,289,591
		評価・換算差額等	3,511
		その他有価証券評価差額金	3,511
		純資産合計	6,349,720
		負債及び純資産合計	7,490,730

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,106,388
取 引 参 加 料 金	462,558	
上 場 関 係 収 入	134,007	
情 報 関 係 収 入	506,650	
そ の 他 の 営 業 収 益	3,172	
営 業 費 用		902,592
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	902,592	
営 業 利 益		203,796
営 業 外 収 益		38,848
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33,169	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	5,679	
営 業 外 費 用		—
経 常 利 益		242,644
特 別 利 益		336,729
特 別 損 失		—
税 引 前 当 期 純 利 益		579,374
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		191,182
法 人 税 等 調 整 額		△ 3,606
当 期 純 利 益		391,798

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 剰 余 金 合 計	
					違 約 損 失 積 立 金	建 物 ・ 機 械 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	854,064	449,373	2,670,348	4,601,966	6,051,966	
当 期 変 動 額										
違約損失積立金の取崩	—	—	—	△325,000	—	—	325,000	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△97,555	△97,555	△97,555	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	391,798	391,798	391,798	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△325,000	—	—	619,242	294,242	294,242	
当 期 末 残 高	1,000,000	450,000	450,000	303,178	854,064	449,373	3,289,591	4,896,208	6,346,208	

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	—	—	6,051,966
当 期 変 動 額			
違約損失積立金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△97,555
当 期 純 利 益	—	—	391,798
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,511	3,511	3,511
当 期 変 動 額 合 計	3,511	3,511	297,753
当 期 末 残 高	3,511	3,511	6,349,720

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

建物以外

定率法

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 179,428千円

(2) 当取引所は、現物取引の清算業務に関して、株式会社日本証券クリアリング機構及び国内の他の金融商品取引所と「損失補償契約」を締結しております。同機構の清算参加者の債務不履行及びそのおそれが生じたことに起因して同機構に生じた損失について、当該清算参加者が預託した清算基金等により補填し得ない残額が生じた場合には、当該契約に基づき同機構に補償することとなっております。同機構に対する補償限度額は同契約において定められており、当取引所の限度額は303,178千円でありませ

(3) 信託金特定資産

当取引所は、金融商品取引法第114条の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信託金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 102,690株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	97,555	950	2020年 3月31日	2020年 6月16日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2021年5月26日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	195,111	1,900	2021年 3月31日	2021年 6月16日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産	
未払事業税	9,035千円
賞与引当金	14,354千円
退職給付引当金	206,029千円
役員退職慰労引当金	31,383千円
貸倒引当金	8,996千円
その他	9,713千円
繰延税金資産小計	279,513千円
評価性引当額	△225,828千円
繰延税金資産合計	53,684千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	△1,548千円
繰延税金資産の純額	52,136千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当取引所は、資金運用については安全性の高い金融資産等に限定し、資金調達についてはすべて自己資金で行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券及び株式は、市場価格変動のリスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価等を把握することにより管理しております。また、満期保有目的の債券は、資金運用取扱い規則に従い、安全性を第一に考え信用度の高い国内公社債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,340,674	2,340,674	—
② 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,913,900	3,913,070	△ 830
その他有価証券	354,996	354,996	—
③ 違約損失積立金特定預金	303,178	303,178	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格、または公表されている基準価格によっております。

③ 違約損失積立金特定預金

清算業務に係る将来損失に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	136,580

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「② 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	800,000	600,000	2,500,000	—
合 計	800,000	600,000	2,500,000	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

61,833円87銭

1株当たり当期純利益

3,815円35銭

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社名古屋証券取引所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋証券取引所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査を行う使用人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社名古屋証券取引所 監査役会

常勤監査役 森 一 幸 ㊟

社外監査役 安 藤 敏 行 ㊟

社外監査役 九 鬼 史 英 ㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田 正樹

2. 議案および参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
いし たて あき 石 田 建 昭 (1946年1月2日生)	1968年4月 ㈱東海銀行入行
	1992年4月 欧州東海銀行頭取
	1994年6月 ㈱東海銀行取締役
	1996年6月 同行常務取締役
	1998年6月 東海投信投資顧問㈱取締役社長
	2001年4月 欧州東海銀行会長
	2002年4月 U F J インターナショナル会長
	2003年4月 同社社長
	2004年5月 東海東京証券㈱顧問
	2004年6月 同社代表取締役副社長
	2005年3月 同社代表取締役社長
	2006年6月 同社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）
	2009年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱ 代表取締役社長最高経営責任者（CEO）（現任）
	2009年4月 東海東京証券㈱代表取締役会長最高経営責任者 （CEO）
2010年6月 当取引所監査役	
2014年6月 当取引所取締役（現任）	
2019年4月 東海東京証券㈱取締役（現任）	
おく の のぶ ひろ 奥 野 信 宏 (1945年1月30日生)	1989年4月 名古屋大学経済学部教授
	1991年4月 同学大学院国際開発研究科教授
	1997年1月 同学経済学部長・大学院経済学研究科長
	2000年4月 同学副総長
	2004年4月 中京大学教授
	2005年4月 同学総合政策学部長
	2007年10月 学校法人梅村学園理事
	2013年6月 当取引所取締役（現任）
	2015年4月 中京大学学術顧問
2017年4月 (公財)名古屋まちづくり公社上席顧問・名古屋都 市センター長（現任）	

氏 名 (生年月日)	略 歴
<p style="text-align: center;">お やま ひで き 尾 山 英 樹 (1966年9月10日生)</p>	<p>1990年4月 野村證券(株)入社 2009年7月 同社企業金融四部長 2010年4月 同社企業金融本部ソフトウェア・メディア・通信セクター部長 2011年7月 同社企業金融本部テレコム・メディア&テクノロジー・セクター部長 2013年4月 同社京都支店長 2015年4月 同社執行役員コーポレート・ファイナンス担当 2018年4月 同社常務名古屋駐在兼名古屋支店長(現任) 2018年6月 当取引所取締役(現任)</p>
<p style="text-align: center;">かめ すい すずむ 亀 水 晋 (1960年8月6日生)</p>	<p>1983年4月 大蔵省(現 財務省)入省 2011年7月 九州財務局長 2012年7月 (株)日本政策金融公庫中小企業事業本部特別参与 2014年7月 総務省大臣官房審議官(公営企業担当) 2016年6月 (株)商工組合中央金庫常勤監査役 2018年7月 東海財務局長 2019年8月 コロンビア大学客員研究員(米国に赴任) 2020年11月 (株)第一生命経済研究所顧問(現任)</p>
<p style="text-align: center;">く め ゆう じ 久 米 雄 二 (1949年7月14日生)</p>	<p>1972年4月 中部電力(株)入社 2003年6月 同社取締役販売本部大口営業部長 2005年6月 同社取締役執行役員販売本部法人営業部長 2006年6月 同社常務取締役執行役員販売本部長 2007年6月 同社取締役専務執行役員販売本部長 2009年6月 同社取締役電気事業連合会出向(専務理事) 2013年6月 同社参与電気事業連合会出向(専務理事) 2014年6月 (株)トーエネック代表取締役社長社長執行役員 2017年6月 同社相談役 2017年6月 当取引所取締役(現任) 2018年6月 (株)十六銀行取締役(現任) 2020年6月 (株)トーエネック特別顧問(現任)</p>
<p style="text-align: center;">すず き たけ ひさ 鈴 木 武 久 (1966年11月22日生)</p>	<p>1989年4月 当取引所入社 2002年7月 当取引所上場監理グループ長 2003年4月 当取引所自主規制グループ長 2013年6月 当取引所執行役員 2019年6月 当取引所取締役(現任)</p>
<p style="text-align: center;">たけ だ まさ き 竹 田 正 樹 (1953年1月3日生)</p>	<p>1975年4月 大蔵省(現 財務省)入省 2001年7月 福岡国税局長 2003年7月 名古屋国税局長 2004年7月 国税庁課税部長 2006年8月 独立行政法人日本貿易振興機構理事 2009年6月 当取引所取締役副社長 2015年6月 当取引所代表取締役社長(現任)</p>

氏名 (生年月日)	略歴
にい み あつ し 新美 篤志 (1947年7月30日生)	1971年4月 トヨタ自動車工業(株)入社 2000年6月 トヨタ自動車(株)取締役 2003年6月 同社常務役員 2004年6月 同社取締役 2005年6月 同社専務取締役 2009年6月 同社代表取締役副社長 2009年6月 (株)ジェイテクト 監査役 2013年6月 トヨタ自動車(株)相談役 2013年6月 (株)ジェイテクト代表取締役会長 2014年6月 当取引所取締役 (現任) 2015年3月 ヤマハ発動機(株)取締役 2016年6月 日本車輛製造(株)取締役 (現任) 2016年6月 (株)ジェイテクト相談役 2016年6月 トヨタ自動車(株)顧問 2018年6月 (株)ジェイテクト アドバイザー 2020年6月 同社シニアアドバイザー (現任)
もりもと ゆう すけ 森元 裕介 (1966年8月12日生)	1989年4月 大和証券(株)入社 2013年4月 大和証券(株)大阪法人営業部長 2014年4月 同社法人営業第一部長 2017年4月 同社プライベートバンキング部長 2019年4月 同社参与プライベートバンキング副担当兼プライベートバンキング部長 2021年4月 同社執行役員名古屋法人担当 (現任)
やまもと あど 山本 亜土 (1948年12月1日生)	1971年4月 名古屋鉄道(株)入社 2001年6月 同社取締役 2004年6月 同社常務取締役 2006年6月 同社専務取締役 2008年6月 同社代表取締役副社長 2009年6月 同社代表取締役社長 2015年6月 同社代表取締役会長 (現任) 2016年11月 名古屋商工会議所会頭 (現任) 2017年6月 当取引所取締役 (現任)

- (注) 1. 各取締役候補者と当取引所との間に特別の利害関係はありません。
2. 石田 建昭氏、奥野 信宏氏、尾山 英樹氏、久米 雄二氏、新美 篤志氏、森元 裕介氏および山本 亜土氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石田 建昭氏、尾山 英樹氏および森元 裕介氏は、証券業界における豊富な経験と幅広い見識等を有していることから、当取引所の経営に対して有益なご意見や適切な監督をいただけるものと判断、これらを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 奥野 信宏氏は、大学教授としての経験を通じた経済に関する学識等を有していることから、当取引所の経営に対して有益なご意見や適切な監督をいただけるものと判断、これらを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 久米 雄二氏、新美 篤志氏および山本 亜土氏は、会社経営における豊富な役員経験と幅広い見識等を有していることから、当取引所の経営に対して有益なご意見や適切な監督をいただけるものと判断、これらを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 当取引所は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当該保険契約は2021年7月に更新する予定であります。

第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される山岸 晃氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当取引所の適切な市場運営および安定した収益の確保に尽力したためであり、当取引所の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において贈呈するものであります。

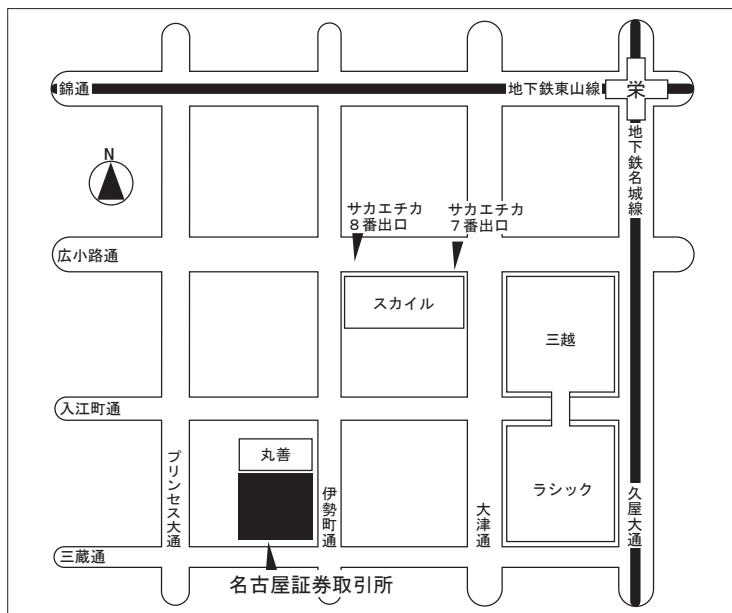
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やまぎし あきら 山 岸 晃	2020年6月 当取引所取締役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号
名古屋証券取引所ビル 5 階 名証ホール
TEL : 052-262-3171



- 交 通 地下鉄「栄」駅 サカエチカ 7 番・8 番出口より
徒歩約 5 分
- (注) 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。